

災害対策の充実強化を求める意見書

我が国は、地震、台風、火山噴火等による自然災害が発生しやすい環境にあり、近年は、気候変動の影響とも考えられる記録的な豪雨等が頻繁に発生し、堤防の決壊等による河川の氾濫が度々起こっている。また、南海トラフ地震や首都圏直下型地震等の大規模地震、大規模火山噴火等の発生による被害なども危惧されることから、災害対策を更に推進することが求められる。

これらの自然災害に対応するため、河川・海岸堤防の整備や排水機場の耐震化といったハード対策はもとより、自然災害の発生要因の監視・観測体制の強化や避難所の確保・充実といったソフト対策の充実強化が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、災害から国民の生命と財産を守るべく、災害対策の充実強化を図るため、次について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 気候変動を視野に入れ、複合災害をもカバーする、司令塔の機能を充実するとともに、地域、世代、性別、職業、障がいの有無などにかかわらず全ての層の代表が避難計画策定・運営等に参加する「インクルーシブ」な防災体制を構築すること。
- 2 国と地方の連携強化や自治体への権限・予算の移譲、社会インフラの整備支援等に取り組むとともに、ボランティア受け入れ組織への支援強化や誰もがボランティアに参加しやすい環境の整備、災害関連税制の拡充等を早急に行うこと。
- 3 南海トラフ地震や首都直下型地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における防災・減災対策や大規模地震発生時の帰宅困難者等対策を具体化・推進すること。火山の監視観測・調査研究体制の整備や火山専門家による技術的支援、広域噴火災害対策、多様な火山災害に応じた避難対策等の火山災害対策を具体的に推進すること。避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の作成を、全国的に可及的速やかに進めること。
- 4 宅地造成及び特定盛土等規制法による取組や盛土の安全性把握調査、対策工事等に対する支援措置を通じて、盛土の安全確保対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
宛て

福島県議会議長 西山尚利